

注記

【連結会計】

1 重要な会計方針等

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔令和元年8月改訂総務省〕に定める評価基準及び評価方法によります。ただし、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得価額とし、取得価額が不明なものは原則として再調達価額としております。

また開始後については、原則として取得価額とし再評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

【市場価格があるもの】

会計年度末における市場価格としております。

なお、売却原価については移動平均法により算定しております。

【市場価格がないもの】

出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

（水道事業会計など一部会計の取替資産は取替法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 2年～30年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・定額法

ソフトウェア 5年
施設使用権 45年～55年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

【徴収不能引当金】

過去5年間の平均不納欠損率や貸倒実績率等により、徴収不能引当金（回収不能見込額）を計上しております。

【賞与等引当金】

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

【退職手当引当金】

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

【損失補償等引当金】

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従つて計上しますが、本年度は計上となる額はありません。

(5) リース取引の処理方法

【ファイナンスリース取引】

通常の売買取引に係る方法により計上しています。但し、所有権移転外ファイナンスリース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

【オペレーティングリース取引】

賃貸借取引に係る方法により計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積額が50万円（水道事業及び下水道事業会計は10万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱に準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格等の概ね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

③ 消費税等の会計処理については、税込方式によっております。

ただし、水道事業会計や下水道事業会計など一部の会計では税抜方式によっております。

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

変更はありません。

(2) 表示方法を変更した場合には、その旨

変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨

変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 重要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重要な災害等の発生

該当ありません。

(5) その他重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

大阪地方裁判所	令和4年（行ウ）第188号
大阪地方裁判所	令和4年（ワ）第1003号
大阪地方裁判所	令和5年（ワ）第131号

(3) その他主要な偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 連結会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計	—	—
南河内広域行政共同処理事業特別会計	特別会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	特別会計	全部連結	—
富田林市水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—
富田林市下水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—
大阪府後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	1.423%
大阪広域水道企業団	一部事務組合	比例連結	1.189%
南河内環境事業組合(ごみ処理事業)	一部事務組合	比例連結	37.078%
南河内環境事業組合(し尿処理事業)	一部事務組合	比例連結	65.625%
大阪府都市競艇企業団	一部事務組合	比例連結	4.880%
富田林市福祉公社	第三セクター等	全部連結	—
富田林市文化振興事業団	第三セクター等	全部連結	—
富田林市公園緑化協会	第三セクター等	全部連結	—
富田林市学校給食株式会社	第三セクター等	全部連結	—
富田林市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	—

② 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（根拠条文 地方自治法 235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

③ 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円を四捨五入して単位しているため、合計が一致しない場合があります。